

川越市情報公開条例の改正について

1 背景

これまで地方公共団体における個人情報保護制度は各地方公共団体の条例に基づき運営されてきましたが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正が行われ、令和5年4月1日からは地方公共団体にも法の規定が直接適用されることに伴って、各地方公共団体が定めている個人情報保護条例は、改正又は廃止されることとなり、地方公共団体の個人情報保護制度は法の規律の下で運用されることとなります。

個人情報保護制度は、その目的を「個人の権利利益の保護」とし、その目的を達成する手段の一環として、行政機関が保有する個人に関する情報の開示を請求することができる「保有個人情報開示請求」の仕組みを有していますが、一方で同様の制度として、市民等が行政機関の保有する情報の公開を求める仕組みとして情報公開制度があり、両制度ともにこれまでは、国においては法律で、地方公共団体については条例でその規律を定め実施されてきました。

今般の法の一部改正により、個人情報保護制度は法の規律の下で、国も地方公共団体も同一の運用を行うこととなりますが、地方公共団体に関しては、情報の公開という点で同様の運用を行ってきた情報公開制度についても見直す契機となり、本市においては、川越市情報公開条例を改正する必要が生じることとなったものです。

2 改正事項

(1) 非公開情報に係る規定等の文言の整理

川越市情報公開条例第6条第1項は、情報公開の請求があった場合

にどんな情報を非公開とするか（非公開情報）の判断根拠について規定していますが、この規定は川越市個人情報保護条例第15条第1項の規定と同様の内容となっており、現在は情報公開制度及び個人情報保護制度における情報の公開又は非公開の判断は同一の基準により行われています。令和5年4月1日から法の規定が地方公共団体へも直接適用されることに伴い、両制度における情報の公開又は非公開の判断基準となる条文の内容に差異が生じることとなることから、両制度における情報の公開という点において安定的かつ統一的な制度運用を続けるために、川越市情報公開条例の規定を法の規定に合わせる改正を行うこととします。なお、法の不開示情報に関する規定は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）」と同様の内容となっているため、情報公開法の規定とも合う条例改正となります。

(2) 附属機関（川越市情報公開審査会）に係る規定の整備

川越市情報公開条例第14条で規定する川越市情報公開審査会は、その役割を「不服申立てについての審査」及び「情報公開制度の重要事項についての審議」としています。

不服申立ての審査を行う附属機関としては、ほかに川越市行政不服審査会及び川越市個人情報保護審査会がそれぞれ別に設置されていますが、川越市個人情報保護条例の見直しに際し、不服申立ての審査という同じ機能を持った附属機関を統合することで、効率的な附属機関の運営が実現できることが見込まれます。具体的には川越市行政不服審査会に一本化することとし、この統合に伴い川越市情報公開条例における附属機関に関する規定について整備を行います。

なお、情報公開制度の重要事項についての審議の役割については、新たに条例設置する予定の「川越市情報公開・個人情報保護審議会」

に機能を持たせることとします。

- (3) 情報公開請求に対する決定等に係る審査請求において、行政不服審査法上の審理員による審査手続に関する規定を適用除外とする規定の整備

現在の川越市個人情報保護条例及び川越市情報公開条例には、行政不服審査法における審理員手続に関する規定を適用除外とする規定がないため、情報の公開の請求に対する決定等に係る審査請求があった場合には、審理員による審理が行われています。

法の規定の適用に伴い、保有個人情報開示請求等に対する決定等に係る審査請求については、行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定の適用が除外されることとなります。情報公開請求に対する決定等に係る審査請求においても、行政不服審査法の審理員の指名に関する規定の適用を受けないこととすることで、審理員による審理手続が適用除外となり、両制度における審査請求手続を統一的に処理できると考えられます。川越市情報公開条例においてもその旨の規定の整備を行います。

- (4) その他所要の整備

部分公開について、特定の個人を識別できる情報が記録されている公文書において、その情報のうち、特定の個人を識別することができる情報に関する記述等を除くことで、公開しても個人の権利利益を害するおそれがなくなると認められるものについて、法の規定及び現在の運用に合わせ、規定の整備を行います。